

大阪市西成区社会福祉協議会空調設備更新工事に係る配布

資料一覧

1. 入札説明書
2. 仕様書及び図面(竣工図)
3. 競争参加資格確認申請書及び誓約書(様式 1)
- 4 工程表(様式 2)
- 5 暴力団排除に関する誓約書
6. 入札書

入札説明書

大阪市西成区社会福祉協議会空調設備更新工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令、当協会が定める規則及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告知日 令和7年4月11日 本会ホームページ

2 発注者

社会福祉法人大阪市西成区社会福祉協議会

入札担当 藤原、藤野

3 連絡先

〒557-0041

大阪市西成区岸里1丁目5番20号

TEL 06-6656-0080

FAX 06-6656-0668

4 工事概要

- (1) 工事名 西成区在宅サービスセンター空調設備更新工事
- (2) 工事場所 大阪市西成区岸里1丁目5番20号 8階
- (3) 工事内容 別紙仕様書及び図面のとおり。
- (4) 工期 契約締結の翌日から令和7年6月23日(月)まで

5 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(1) 厚生労働省又は大阪市における令和6年度の「管工事」に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(3) 申請書及び工程表等の提出期限の日から入札の時までの期間に、大阪府または大阪市から指名停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 大阪府または大阪市に対し、平成 25 年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がないこと。

(6) 平成 17 年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、電気式ヒートポンプエアコン(定格冷房能力 211.4Kw 以上)の新設または全面取替を施工した工事実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。)

(7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

(当該工事の配置予定技術者は、専任を必要としない。)

① 1 級管工事施工監理技士または 2 級管工事施工管理技士であること。

② 平成 17 年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した電気式ヒートポンプエアコン(定格冷房能力 211.4Kw 以上)の新設または全面取替を施工した工事実績を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る)

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては工期において直接的かつ恒常的な雇用 関係があり、入札参加資格確認申請日において引き続き 3 か月以上の雇用関係があること。

⑤ 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑥ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く(入札説明書参照))

⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして大阪市発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑧ 大阪府、京都府、兵庫県又は奈良県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

6 競争参加資格の確認等

(1)本競争の参加希望者は上記 5 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げる場所に従い、申請書及び資料及び工程表(以下「申請書等」という。)を提出し、本会担当者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記 5 (2)の認定を受けていない者も次に掲げる場所に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記 5(1)及び(3)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて 5(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に おいて 5 (2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出資料:・競争参加資格確認申請書及び誓約書(様式 1)

・様式 1 別紙 1

上記 5 (6)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を記載すること。

記載する同種の工事の施工実績の件数は 1 件でよい。また、同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書等(契約書及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料等)の写しを提出すること。

・様式 1 別紙 2

上記 5 (7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を様式 1 別紙 2 に記載し証明書等の写しを添付すること。記載する同種の工事の経験の件数は 1 件でよい。

また、配置予定技術者が上記 5 (7)に掲げる資格を有することを判断できる資料及び入札参加資格確認申請日において引き続き 3 か月以上の雇用関係があることを証明する資料を提出すること。(事業所名の記載がある健康保険証(保険者番号・被保険者記号番号等をマスキング)、住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)、雇用保険被保険者証、健康保険・厚生年金保険被保険者 標準報酬決定通知書等)

・工程表(様式 2)

本工事の概略の工程を記入する。また、工程管理に係わる技術的所見を工程表の下に記載すること。

・上記 5 (2)の一般競争(指名競争)参加資格認定通知書写し

・暴力団排除に関する誓約書

② 提出期間:令和7年4月 1 1 日(金)から令和7年4月 2 3 日(水)までの 9 時から 17 時 まで。
(ただし、日曜日、祝日を除く。)

③ 提出先:上記 3 に同じ。

④ 提出方法:申請書等は直接持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るもので、令和7年4月23日(水)17 時まで)に必着とする。

(2) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果

は令和7年4月24日(木)までに通知する。

また、「不適切(欠格)」の評価を受けた入札参加希望者については、入札への参加を認めない。

(2) その他

- ① 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 当協会担当者は、提出された申請書等を、提出者に無断で競争参加資格の確認等本入札執行の目的以外に使用しない。
- ③ 提出された申請書等は返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 郵送で提出する場合は、書留郵便等の配達記録が残るものを必ず利用するものとする。
- ⑥ 申請書等に関する問い合わせ先は、上記 3 に同じ。

7 現場説明会

- (1) 現場説明会は実施しない。

但し、本会担当者へ事前連絡のうえ必ず現地調査を行うこと。

- (2) 受付場所上記 3 に同じ。

8 入札執行日時及び場所等

- (1)入札日時：令和7年4月28日(月)14 時

- (2)入札場所：上記 3 に同じ。

- (3)入札方法：直接持参または郵送による。開札時の立会い不要

ただし郵送による入札書類提出の場合は書留郵便に限るものとする

(入札執行日時までに到達するものに限る)

(3) 留意点

- ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた 金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者 であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ② 入札参加者は、入札書の中封筒に入れて密封の上、工事費内訳書と入札書を入れた中封筒を表封筒に入れ二重封筒として、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- ③ 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- ④ 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは直ちに再度入札を行うので、競争参加者または代理人が開札に立会うこと。
立会者がいない場合は再度入札を辞退したものとみなす。

⑤ 入札の執行に当たっては本会より競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

9 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は更新機器の系統ごとに積算し、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、工事費内訳書には、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載及び押印すること。

(3) 提出された工事費内訳書については、当協会担当者(その補助者を含む。)が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別添「一般競争入札・公募型指名競争入札における工事費内訳書の提出について」の4に該当する場合については、競争加入者心得第24第九号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする場合がある。

(4) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金は免除する。

11 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊仕様書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、当協会により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札の時に上記5に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

12 手続における交渉の有無

無

13 契約書作成の可否等

契約書(案)により契約書を作成するものとする。

14 支払条件

請負代金は、工事完了報告後の1ヶ月以内に、1回払いとする。

15 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 に同じ。

16 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別紙契約書(案)を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては取引停止措置を行うことがある。
- (4) 落札者は、上記 6 (1)①に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
入札説明書を入手した者は、これを本手続以外の目的で使用してはならない。
- (5) 本工事に経常建設共同企業体として申請書等を提出した場合、その構成員は単体として申請書等を提出することはできない。
- (6) 施工に必要な諸手続き、仮設費用、道路その他第三者管理の土地使用の手続き等は一切を施工者で行い、その費用は負担すること。
- (7) 工事に伴う近隣等への対策、苦情処理等については、一切施工者において処理、解決し、その費用を負担すること。

仕様書

1 工事名称 西成区在宅サービスセンター空調設備等更新工事

2 工事場所 大阪市西成区岸里1丁目5番20号

3 完了期限 令和7年6月23日(月)までに据付調整、検査を完了するものとする。

工事日は、事前に本会担当職員その他関係者との日程調整を行うものとする。また、完了まで本会の運営に支障のないよう配慮すること。

上記据付調整、検査を完了後30日以内に工事完成図書として施工記録写真 機器取り扱い説明書、各種機器保証書、納入機器仕様書、産廃 manifests の写し、各種試験結果報告書等工事関連書類をファイリングし提出すること。

4 工事目的 既設空調機および冷媒配管の経年劣化に伴う機器の更新工事とする。

5 工事概要

①対象工事範囲

(1) 機器に関する仕様

既存設備と同等の冷房・暖房・除湿・風量調節・風向調節の機能を有すること。

(2) 機器の設置に関する仕様

ア 室内機取り付け部周辺

室内機交換後も天井の美観を損ねないよう施工すること。

イ その他

必要な工事を安全かつ適切に施工するとともに工事範囲及びその周辺を養生版、ビニールシート等の適切な方法で騒音、振動等にも配慮し養生、施工をすること。施工の順として職員用事務所側の系統の入れ替えを優先すること。事務所内の機器入れ替え工事については、平日入れ替えを行う場合は夜間帯（19時から）のみ可とする。土・日・祝については日中工事を基本とすること。

② 参考既存機器【ビルマルチエアコン】（添付別紙1 参考空調機参照）

ガス回収充填・配管等撤去復旧・気密試験・試運転調整等は受注者負担とする。

メンテナンスが必要な個所は点検口を設けること

ウ 今回の更新対象である ACP-81・ACP-82 系統のみ集中リモコン制御の対象とし、更新対象外の空調系統に関しては手元リモコンでの制御となる。

6 工事上の注意事項

(1) 事故または騒音等の防止

工事の際、人や器物にかかわる事故または騒音等の防止に最大限注意し、当協会が必要と認め指示した場合には、隣接建物、道路その他に対し適切な養生管理や措置を行うこと。

万一、人や器物などに被害損傷を与えた場合は、発注者に報告のうえ、速やかに適切な措置を行い、その責任はすべて受注者が負担すること。

(2) 官公署その他への手続き

業務の施工に必要な官公署その他への手続きは、遅滞なく行うこと。

諸手続きに要する費用は、すべて受注者の負担とする。

(3) 守秘義務

受注者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(4) 現場作業員

現場作業員は、会社名入り腕章または氏名を記載した名札等を必ず着用すること。もしくは、本人の確認ができるものを速やかに提示することができるようにすること。

(5) 軽微な事項に対する費用負担

仕様書等に記載されていない事項であっても、発注者が当然必要と認める軽微な事項については、その材料及び作業に要する一切の費用を受注者が負担すること。

(6) 事前調査

受注者は、詳細に事前調査を行った後、施設管理者と十分な打合せを行い、施設等の設備や近隣に支障をきたさないように配慮すること。

(7) 現場内の整頓

受注者は、現場内を常に整頓し、他に支障を与えないようにすること。

(8) 作業の開始及び終了

受注者は、作業開始及び終了時に必ず施設管理者に連絡を行うこと。

(9) その他

本工事用電力、用水は業務に支障のない範囲で認める。

本工事に必要な資材・工具類はすべて受注者で準備すること。

本工事で生じた廃材は、受注者が適切に処分すること。

作業上の質疑については予め当協会担当者と協議を行ない、その指示に従うこと。

・図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、民間(七会)連合協定工事請負契約約款による。

冷媒配管の外装別はステンレス鋼板、整形用グラスウール保温筒とする

天井解体後は同じように復旧・補修すること

・騒音振動作業は当協会と協議のうえ行うこと。

施工完了後、既設配管損傷の有無を調べる気密試験を行い結果報告すること。

その際の気密試験圧力はメーカー指定圧力(配管再利用時による)とすること。

重機使用は夜間に行うものとし、担当者との協議のうえ作業日を決定すること。

7 提出を要する書類

作業完了報告書 1 部

フロン排出行程管理票、産業廃棄物管理票の写し、気密試験結果報告書、試運転データ報告書、図面修正、施工写真等は不備のないよう十分確認すること。

8 検査、試運転、受渡し

・機器試運転を行い担当者の検査終了をもって受渡しとする。

・是正事項が発生した場合は速やかに対応すること。

(様式1)

競争参加資格確認申請書及び誓約書

大阪市西成区社会福祉協議会様

住所

商号または名称

代表者名

印

令和 7 年4月 1 1 日付で公告のありました西成区在宅サービスセンター空調設備等更新工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。また、競争入札に参加するに当たり、下記のとおり誓約致します。

記

【添付資料】

(様式 1 別紙 1) 同種の工事の施工実績

(様式 1 別紙 2) 監理技術者等の資格・工事経験

上記を証明する契約書、施工図面、資格者証等の写し

(様式 2) 工程表

一般競争(指名競争)参加資格認定通知書写し

暴力団排除に関する誓約書

【誓約書】

1. 厚生労働省、大阪府および大阪市から取引停止の措置を受けている期間中の者ではありません。
2. 貴協議会に提出いたしました提案書等については、内容に相違ありません。
3. 弊社が契約者に決定した時は、貴協議会条件や提出いたしました提案書等に従い責任をもって履行いたします。以上

(様式 1 別紙 1)

同種の工事の施工実績

会社名

同種工事の判断基準 平成 26 年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した電気式ヒートポンプエアコン(定格冷房能力 211.4Kw 以上)の新設または全面取替を施工した工事实績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は, 出資比率が 20%以上の場合のものに限る。)。

工事名称

発注者名

施工場所(都道県名・市町村名)

契約金額

工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

受注形態単体/共同企業体(出資比率

工事概要

建物用途

構造・階数

建物規模

工事内容

CORINS 登録の有無 有(CORINS 登録番号)・無

注) 経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあつては、他の構成員に必要な施工実績を記載したものをそれぞれ作成すること。

注) 同種工事の施工実績等については、契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分)、図面等(施工実績が確認できる図面一式)の写しを提出すること。

(様式 1 別紙 2)

監理技術者等の資格・工事経験

配置予定技術者の従事役職・氏名(例)監理技術者

法令による資格・免許 1 級管施工管理技士（取得年）

監理技術者資格(取得年、登録番号)

監理技術者講習(取得年、修了証番号)

同種工事の判断基準

平成 17 年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した類似工事を施工した実績を有する こと(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。)。

工事の経験の概要

会社名・工事名・発注者名・施工場所・契約金額・工期・従事役職

建物用途・構造・階数・面積

工事内容

CORINS への登録有(CORINS 登録番号)・無

申請時における他工事の従事状況等

工事名

発注者名

工期 年 月 日 ~ 年 月 日

從事役職 現場代理人、主任技術者、監理技術者等

本工事と重複する場合の対応措置

例) 本工事に着手する前の ○月 ○日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能。

注)申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。(従事している工事の従事役職はすべて 記入すること。)

注) 複数出す場合は、複数枚となっても良い。

注)主任(監理)技術者の経験等については、契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認ができる部分))の写しを提出すること。

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

別紙

大阪市西成区社会福祉協議会様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、警察に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を機
協会から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6)暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

21(1)から(8)までに掲げるもの(以下「暴力団等」という。)を下請契約等の相手方にしません。

3 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。

4 自己又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、貴協会に報告し警察に通報します。

入札書

件 名 西成区在宅サービスセンター空調設備等更新工事

入札金額 金 円也 (税込み)

図面及び仕様書に従って上記の工事を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

大阪市西成区社会福祉協議会殿

〔競争加入者〕

所在地

商号又は名称

代表者名 印

入札担当者名 印

連絡先

E メール

○一般競争入札・公募型指名競争入札における工事費内訳書の提出について

1 対象工事

工事費内訳書の提出を求める工事は、一般競争入札・公募型指名競争入札に付する工事とする。

2 工事費内訳書の様式及び内容

- ① 工事費内訳書の様式は自由であるが、大きさは A4 判とする。
- ② 記載内容は、更新新機器の系統ごとに積算し、数量、単価、金額等を明らかにするものとする。
- ③ 商号又は名称並びに住所及び工事名を記載すること。
- ④ 設計図書の交付に際して、入札参加者が工事費内訳書を提出するうえで参考となる資料を可能な限り添附するものとする。
- ⑤ 入札の際、提出された工事費内訳書に下記 4 に該当する不備があるときは、当該工事費内訳書を提出した者の入札を無効とする場合がある。
- ⑥ 工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

3 工事費内訳書の提出方法

- ① 工事費内訳書は、表封筒を封印の上、提出する。
- ⑦ 入札書は封筒に入れ封印し、その表に競争加入者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び工事名を表記する。

4 工事費内訳書の不備

- 1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）
- (1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
 - (2) 内訳書と無関係な書類である場合
 - (3) 他の工事の内訳書である場合
 - (4) (4) 白紙である場合
 - (5) 内訳書に押印されていない場合
 - (6) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

2 記載すべき事項が欠けている場合

- (1) 内訳の記載が全くない場合
- (2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合

3 添附すべきではない書類が添附されていた場合

(1)他の工事の内訳書等、当該内訳書に関係のないものが添附されていた場合 4 記載すべき事項に誤りがある場合

- (1) 発注者名に誤りがある場合
- (2) 当該工事件名に誤りがある場合
- (3) 提出業者名に誤りがある場合
- (4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
- (5) 記載されている文字及び数字が判読できない場合

5 その他未提出又は不備があると認められる場合

競争加入者心得

(趣旨)

第1 大阪市西成区社会福祉協議会で発注する工事の請負契約に係る一般競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、当協会が定める規則及び入札公告に定めるもののほかこの心得の定めるところによるものとする。

(競争加入者の資格)

第2 一般競争に参加しようとする者(以下「競争加入者」という。)は、当協会が競争に付するつど別に定める資格を有する者であること。

(入札保証金)

第3 競争加入者は、入札公告において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札公告において指定した期日までに、その者の見積る入札金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

(入札保証金に代わる担保)

第4 第3に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は次に掲げるとおりとする。

ア担保の種類利付国債

価値債権金額

イ担保の種類銀行又は分任契約担当役が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)(以下「銀行等」という。)の保証

価値保証金額

(入札保証金等の納付)

第5 競争加入者は、入札保証金を別紙第1号様式の入札保証金納付書(以下「入札保証金納付書」という。)に添えて、当協会に提出しなければならない。

第6 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が利付国債であるときは、あらかじめ当該利付国債を取扱官庁の保管有価証券取扱店(日本銀行の本店、支店又は代理店)に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、これを入札保証金納付書に添付して、当協会に提出しなければならない。

第7 競争加入者は、入金保証金として提供する担保が第4 のイに規定する銀行等の保証であるときは、当該保証を称する書面を入札保証金納付書に添付して、当協会に提出しなければならない。

第8 競争加入者は、第5 から第7 までの規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を提出するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が利付国債であるときは、利付国債の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額その他担保の種類に 応じ必要な事項並びに競争加入者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)を明記するものとする。

第9 競争加入者は、第3 ただし書の場合において入札保証金の納付を免除された理由が、保険会社との間に当協会を被保険者とする入札保証保険契約を結んだことによるものであるときには、当該契約に係る保険証券を当協会に提出しなければならない。

第10 競争加入者は、第3 ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27 年法律第184 号)第2 条第4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)(以下「金融機関等」という。)による契約保証の予約を受けたことによるものであるときには、当該契約保証予約 証書を分任契約担当役に提出しなければならない。

(入札保証金等の還付)

第11 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書を取りかわした後にこれを還付するものとする。

(入札保証金の帰属)

第12 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、当協会に帰属するものとする。

(入札)

第13 競争加入者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し現場確認の上、この心得を熟読し入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第14 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22 年法律第54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

4 第2号及び前号の入札金額には、入札保証金の金額等(利付国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。)又は契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額を含むものとする。

(入札辞退)

第15 競争加入者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

入札執行前にあっては、別紙第2号様式の入札辞退届を当協会(入札執行者を含む。次号に同じ。)に直接持参又は郵送(入札執行日の前日までに到達するものに限る。)により提出するものとする。

入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、当協会に直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

第16入札場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札場から退去させるものとする。

第17入札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合したものは、入札場から退去させるものとする。

(入札書の提出)

第18競争加入者は、別に示す様式による入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)及び工事名称を表記し、入札公告に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。

2 提出された入札書は返却しないこととする。競争加入者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第19入札書は、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、当協会あての親展で提出しなければならない。

第20 前項の入札者は、入札公告に示した日時までに到達しないものは無効とする。

(入札書の記載事項の訂正)

第21 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

第22 競争加入者はその提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(競争入札の延期又は廃止)

第23 当協会は、競争加入者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(無効の入札)

第24 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- 一 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- 二 請負に付される工事の表示、入札金額の記載又は記録のない入札書
- 三 請負に付される工事の表示に重大な誤りのある入札書
- 四 入札金額の記載又は記録が不明確な入札書
- 五 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- 六 所定の入札保証金、入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者の提出した入札書
- 七 入札公告において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
- 八 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- 九 その他入札に関する条件に違反した入札書

(入札)

第25 入札は、競争加入者は出席して行うものとする。この場合において、競争加入者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(落札者の決定)

第26 有効な入札書を提出したものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者(総合評価落札方式の場合は、評価値が最も高い者)を契約の相手方とする。

第27 予定価格が1千万円を超えるものについては、契約の相手方となるべき者の申込み書に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると

認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格を持って申込みをした者(総合評価落札方式の場合は、評価値が最も高い者)を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、当協会の行う調査に協力しなければならない。

第28 予定価格が1千万円を超えるものについて、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(総合評価落札方式の場合は、評価値が最も高い者)を契約の相手方とすることがある。

第29 第27及び第28の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

(再度入札)

第30 入札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格を制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。ただし、郵送による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、当協会が指定する日時において再度の入札を行うことがある。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第31 落札となるべき同価格の入札をした者(総合評価落札方式の場合は、評価値が最も高い者)が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第32 契約書を作成する場合においては、落札者は、当協会から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、当協会が合理的と認める期間)に契約書の取りかわしを行うものとする。第40 落札者が第39に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

入札辞退届

〔西成区在宅サービスセンター空調機等更新工事〕

このたび、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

大阪市西成区社会福祉協議会殿

競争加入者

〔住所〕

〔氏名〕